

北海道における豚熱及びアフリカ豚熱の清浄性維持のための 対策に関する要領

(制 定) 平成 19 年 7 月 2 日畜産第 780 号
(一部改正) 平成 20 年 4 月 15 日畜産第 123 号
(全部改正) 平成 31 年 4 月 1 日畜産第 2543 号
(一部改正) 令和元年 10 月 18 日畜産第 1455 号
(一部改正) 令和元年 12 月 13 日畜産第 1790 号
(一部改正) 令和 2 年 3 月 27 日畜産第 2405 号
(一部改正) 令和 4 年 4 月 1 日畜産第 4048 号
(一部改正) 令和 6 年 3 月 28 日畜産第 2817 号
(一部改正) 令和 8 年 7 月 29 日畜産第 1091 号

1 基本方針

豚熱及びアフリカ豚熱（以下「豚熱等」という。）は、近隣諸国を含む海外で継続して発生し、また、豚熱にあつては、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「豚熱防疫指針」という。）に基づき、国内においても、地域を定めた予防的ワクチン接種による封じ込めが図られる等、北海道（以下「道」という。）への侵入リスクの高い状況が継続している。

このため、道においては、豚熱防疫指針、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）、北海道家畜伝染病防疫対策要綱（平成 30 年 12 月 27 日畜産第 1915 号）及び北海道豚熱及びアフリカ豚熱防疫対応マニュアル（令和元年 6 月 3 日畜産第 517 号）に基づき、関係機関・団体等と連携し、豚熱等の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る体制整備を図る。また、豚等（豚、いのしし及び豚といのししの交雑種をいう。以下同じ。）の飼養

農場（以下「農場」という。）への定期的な立入検査により飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び徹底を図るとともに、道内で生産された豚等の抗体保有状況調査、臨床的に異状が見られる豚等の病性鑑定、輸入豚等及び都府県からの移入豚等（以下「輸移入豚」という。）の着地検査等により道内における豚熱等の清浄性を維持するための対策を推進する。

2 北海道豚熱危機管理検討会等の開催

道は、豚熱等の清浄性維持、確認のための体制の整備及び防疫演習の企画等道内における豚熱等の侵入防止及びまん延防止体制の構築に係る重要対策の検討等、必要がある時、専門家、養豚関係団体及び各地域自衛防疫組織等からなる北海道豚熱危機管理検討会を開催する。

なお、当該検討会の名称は、必要に応じて北海道アフリカ豚熱危機管理検討会又は北海道豚熱等危機管理検討会に変更することができる。

3 清浄性の維持確認のための調査等

家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、道内における豚熱等の清浄性の維持を確認するため、次に掲げるところにより検査及び調査（以下「調査等」という。）を行い、その結果の分析又は検討を行い、豚等の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）並びに養豚関係団体等に対し、豚熱等の発生予防対策について助言又は指導を行う。

なお、本要領において、豚熱等の防疫上、正当かつ合理的な事由がある場合、農場を管轄する家保は、当該農場で実施する検査についてその他の家保に必要な協力を求めることができる。

(1) 調査等の方法

ア 臨床検査

原則として毎年度1回、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）第51条に基づき、すべての農場について臨床検査を行う。

なお、豚等の飼養頭数が6頭未満であって、過去の立入検査の結果等から飼養衛生管理基準の遵守が確保できると判断したことにより、当該年度において、飼養衛生管理基準遵守状況確認のための立入検査を行わない農場にあつてはこの限りではない。

イ 抗体保有状況調査

農場で採取した次に掲げる豚等の血液を用いて、豚熱の血清抗体検査を行う。

なお、採血する際は、後日、当該豚等を識別するため、スプレー等で標識する等の措置を講じる。

(ア) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚については、全頭。

(イ) 着地検査期間中の輸移入豚については、全頭。

(ウ) (ア) 及び(イ) 以外の豚等については、各家保が年度当初計画に基づき定める戸数及び頭数。

なお、偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さ又はこれを原料とする飼料を給与している農場については積極的に対象とする。

ウ 病性鑑定材料を用いた調査

原則として、家保におけるすべての豚等の病性鑑定事例（扁桃、腎臓及び脾臓が採取されたものに限る。）について、豚熱等の抗原検査及び豚熱の血清抗体検査（血液が採取されたものに限る。）を行う。

(2) 精密検査の方法

ア 抗原検査

(ア) 豚熱

遺伝子検出検査（リアルタイムPCR検査又はPCR検査をいう。以下同じ）により実施する。

(イ) アフリカ豚熱

遺伝子検出検査により実施する。

イ 血清抗体検査

(ア) 豚熱

エライザ法により実施する。

なお、エライザ法の結果が陰性以外の場合は中和試験を実施する。

(3) 調査等の結果の報告

管轄家保は、(1) の調査等の実施状況について、農政部生産振興局畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）家畜衛生担当課長が別途定める様式により、当該年度の状況を翌年度の4月15日までに、畜産振興課に報告する。

ただし、(1) の調査等において陰性ではない結果が認められた場合には、その都度畜産振興課に報告する。

4 輸移入豚を導入する場合における措置

(1) 着地検査の実施

輸移入家畜の着地検査実施要領（平成3年7月1日酪畜第655号）に基づき着地検査を実施し、豚熱等の侵入防止を徹底する。

(2) 精密検査の実施

家保は、(1) の精密検査として、到着後概ね2週間後に、3の(1)のイの(イ)の豚熱の血清抗体検査を実施する。

(3) ワクチン接種区域の豚等への措置

豚熱防疫指針に基づく予防的ワクチン接種にあたり、ワクチン接種を行う都府県が国の確認をもって作成するワクチン接種プログラムに基づきワクチン接種命令を実施した区域（以下「ワクチン接種区域」という。）内の生きた豚等は、原則としてワクチン接種区域内の移動に限定されていることから、家保は、移入を計画する管理者等に対し、ワクチン非接種区域である道にワクチン接種区域

から生きた豚等を移入しないよう指導するとともに、ワクチン接種区域の豚等が移入されたことが明らかとなった場合又はその疑いがある場合はただちに畜産振興課に報告する。ただし、ワクチン接種区域内において、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかな試験研究用の豚等で、ワクチンの接種対象から除外された豚等（以下「ワクチン接種除外豚等」という。）を、道内の試験・研究用の施設に移入する場合はこの限りではない。

なお、ワクチン接種区域の豚等（(4)のエの書面が添付されていないワクチン接種除外豚等を含む）が移入されたことが確認された場合にあっては、道は、当該移入豚等に異状がないことを確認した後、当該移入豚等を速やかに道外へ移動するよう管理者等に指導するとともに、当該移入豚等を飼養する農場に対し、豚熱防疫指針の第12の1に準じ、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等を特定するための疫学調査を実施することとし、必要な検査結果が出るまでの間、家伝法第32条第1項に基づき、対象農場で飼養される豚等、当該農場で採取された精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）、豚等の死体、豚等の排せつ物等及び敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動を制限する。また、畜産振興課は移出元を管轄する都府県に対しワクチン接種区域の豚等が当該区域外に移出された旨情報提供し、ワクチン接種区域の豚等の管理徹底について関係者への指導を依頼する。

(4) ワクチン接種除外豚等の移入

ア ワクチン接種区域からワクチン接種除外豚等を移入する計画に係る届出を管理者等から受けた家保は、その旨を畜産振興課に報告する。

イ アの報告を受けた畜産振興課は、移出予定農場が所在する都府県から提出を受けたワクチン接種対象除外報告書等により、移入予定豚等がワクチン接種除外豚等であることを確認し、確認結果を家保に通知する。

ウ イの確認の結果、移入予定豚等がワクチン接種除外豚等ではないことが確認された場合、家保は移入を行う管理者等に当該移入を中止するよう指導する。また、畜産振興課は移出元を管轄する都府県に対しワクチン接種区域の豚

等が当該区域外に移出されようとした旨情報提供し、ワクチン接種区域の豚等の管理徹底について関係者への指導を依頼する。

エ イの確認の結果、移入予定豚等がワクチン接種除外豚等であることが確認された場合、家保は移入を行う管理者等に対し、移出予定農場からの搬出の日から遡って2週間までの間に採材された血液について、第三者である検査機関において当該豚の抗原検査（遺伝子検出検査）により陰性を確認した結果を記載した書面を当該豚に添付させることとする。

オ 移入を行う試験・研究用の施設において、移入されたワクチン接種除外豚等が、他の豚等と隔離されていること、かつ到着後概ね2週間以内に処分されることを家畜防疫員が確認した場合、家保は(2)の精密検査を省略できる。

5 ワクチン接種区域で採取された精液等への措置

豚熱防疫指針に基づく予防的ワクチン接種にあたり、ワクチン接種区域で採取された精液及び受精卵等の生産物（以下「精液等」という。）は、原則としてワクチン接種区域内の流通に限定されていることから、家保は、管理者等及び養豚関係団体等に対し、農場で使用する精液等がワクチン接種区域で採取されたものではないことを確認するよう指導するとともに、ワクチン接種区域で採取された精液等が導入されたことが明らかとなった場合又はその疑いがある場合はただちに畜産振興課に報告する。ただし、ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていた精液等についてはこの限りではない。

なお、ワクチン接種区域の農場で採取された精液等が導入されたことが確認された場合にあつては、道は、当該精液等を使用せず速やかに処分又は道外へ移動するよう管理者等に指導するとともに、当該精液等を使用したことが確認された農場にあつては、豚熱防疫指針の第12の1に準じた、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等を特定するための疫学調査を実施することとし、必要な検査結果が出るまでの間、家伝法第32条第1項に基づき、対象農場で飼養される豚等、当該農場で採取された精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）、豚等の死体、豚等の排せつ物等及び敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動を制限する。また、畜産振興課は移出元を管轄する都府県に対しワクチン接種区域で採取された精液等が当該区域外に移出された旨情報提供し、ワクチン接種区域の精液等の管理徹底について関係者への指導

を依頼する。

6 清浄性の維持確認のための調査等の結果に基づく措置

管轄家保及び畜産振興課は、3に掲げる調査等又は4に掲げる着地検査により豚熱等を否定できない事例にあたり、豚熱防疫指針の第4の2の(3)に掲げる症状（以下「特定症状」という。）が確認された場合にあっては豚熱防疫指針の第4の3から5に掲げる措置を行うものとするが、それ以外の場合にあっては、次に掲げる措置を行う。

なお、この場合にあっては、豚熱等の発生を想定し、豚熱防疫指針に基づく必要なまん延防止措置の準備を並行して進める。

また、豚熱等の発生が否定された場合にあっては、当該農場の管理者等に対して移動制限又は移動自粛要請の解除について通知する。

(1) エライザ法の結果が陰性以外の場合の措置

ア 立入検査

直ちに電話による聴取り等により、当該農場の管理者等から、当該農場の豚等における特定症状の有無について確認を行う。

その後、速やかに家畜防疫員が、家伝法第51条に基づき当該農場に立ち入り、飼養豚等の臨床検査及び疫学調査を行う。

臨床検査における体温測定にあっては、原則として、3に掲げる調査等又は4に掲げる着地検査を実施した豚について、最大30頭を対象に実施する。

なお、30頭に満たない場合は、全頭を対象に実施することとし、この際、対象となる豚が10頭に満たない場合は、エライザ法の結果が陰性以外であった豚（以下「エライザ陽性豚」という。）の周囲の同居豚等から、少なくとも10頭になるよう抽出して実施する。

ただし、着地検査において導入した群のみが隔離されている場合は、当該群のみを対象として実施する。

イ 精密検査

(ア) エライザ陽性豚の血清について中和試験を実施する。

(イ) アの検査対象豚全頭の血液を採取し、次の検査を行う。

a 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

b 抗原検査（遺伝子検出検査）

ウ 当該農場の管理者等に対する指示

当該農場の管理者等に対して、イの(イ)の遺伝子検出検査で陰性が確認されるまでの間、当該農場の生きた豚等の移動の自粛、当該農場への関係者以外の者の立入りの制限並びに当該農場の出入口及び農場で使用している衣類及び器具等の消毒を指示する。

ただし、エライザ陽性豚にあつては、イの(ア)の中和試験で陰性が確認されるまでの間、移動を自粛する。

(2) 中和試験が陽性となった場合の措置

ア 立入検査

直ちに家畜防疫員が、家伝法第 51 条に基づき当該農場に立ち入り、当該農場で飼養されている豚等の臨床検査及び疫学調査を行う。

イ 精密検査

原則として各畜舎ごとに血液を採取し、次の検査を行う。

(ア) 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

(イ) 抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査）

また、特定症状を呈している豚等について病性鑑定を行う。

あわせて、陽性となった検体その他必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。なお、送付する検体については、畜産振興課があらかじめ農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に協議し決定する。

ウ 当該農場の管理者等に対する指示

当該農場の管理者等に対して、豚熱が否定されるまでの間、当該農場の生きた豚等の移動の自粛又は家伝法第 32 条第 1 項に基づく移動の制限、当該農場への関係者以外の者の立入りの制限並びに当該農場及び農場で使用している衣類及び器具等の消毒を指示する。

(3) 抗原検査により豚熱等を否定できない結果が得られた場合の措置

ア 立入検査

直ちに家畜防疫員が、家伝法第 51 条に基づき当該農場に立ち入り、当該農場で飼養されている豚等の臨床検査、写真撮影及び疫学調査を行う。

また、イの協議の結果を踏まえ、必要な検体の採取を行う。

イ 精密検査

陽性となった検体その他必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

なお、送付する検体については、畜産振興課があらかじめ動物衛生課に協議し決定する。

ウ 当該農場の管理者等に対する指示

当該農場の管理者等に対して、豚熱等が否定されるまでの間、当該農場の豚熱防疫指針第 4 の 3 の (1) の③に掲げるものの家伝法第 32 条第 1 項に基づく移動の制限、当該農場への関係者以外の者の立入りの制限並びに当該農場の出入口及び農場で使用している衣類及び器具等の消毒を指示する。

7 その他の留意事項

(1) 食品循環資源使用農場の指導等

家伝法第 12 条の 3 第 1 項の飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のための立入検査にあつては、偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さの給与の有無、予定若しくはその使用方法を十分に調査、記録し、必要に応じた指導を実施すること。

(2) 豚熱等に関する知識の普及等

家保及び畜産振興課は、教育活動、広報活動等を通じた豚熱等の特性に関する知識の普及により、豚熱等の防疫に関する豚等の管理者等、養豚関係団体等の理解を深めるよう努めるとともに、豚熱等に対する防疫措置が円滑かつ的確に講じられるよう配慮するものとする。

また、外国人を雇用する農場の情報の把握に努め、外国人の従業員に対する動物検疫に係る知識の伝達に努めるよう農場の責任者に助言、指導等を行う。

(3) 豚熱等発生時の疫学調査

畜産振興課は、必要に応じて、保健福祉部健康安全局食品衛生課に疫学調査に係る協力を依頼する。